

収 支 報 告 書

令和 6 年分

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(じやうたんだい) やまなしふじみとしだいいしや
自由民主党山梨県富士吉田市第一支部

2 主たる事務所の所在地
山梨県富士吉田市下吉田 2-25-8

3 代表者の氏名
渡邊 淳也

4 会計責任者の氏名
近藤 能成

(事務担当者の氏名) 渡邊 淳也

(電話番号) 0555-24-0566



政治団体の区分	
☐ 政 党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☒ 政 党 の 支 部	☐ そ の 他 の 政 治 団 体
☐ 政 治 資 金 団 体	☐ そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分	
☐ 2以上の都道府県の区域等	☒ 山 梨 県 の 区 域 内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☒ 無
(「有」の場合) ↓
公 職 の 種 類 _____
資金管理団体の 届出をした者の氏名 _____

(※1) 国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 _____
公 職 の 種 類 _____

(※2) 資金管理団体の指定の期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(※2) 対象年の途中で指定・取消をした場合のみ記入

(※3) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで

(※3) 対象年の途中で適用した場合のみ記入

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 -----	十億	百万	千	円
			5 0 0	0 0 0
(前年からの繰越額) -----				0
(本年の収入額) -----			5 0 0	0 0 0
支 出 総 額 -----				0
翌年への繰越額 -----			5 0 0	0 0 0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 -----	十億	百万	千	円
				0
員 数 -----				人

(2) 寄 附						
ア 寄附（イを除く。）の区分		金 額				備 考
	(ア) 個人からの寄附	十億	百万	千	円	
	[うち特定寄附]				0	
	(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
	(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)					0	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]					0	
イ 政党匿名寄附					0	
合 計 (ア + イ)					0	

(その5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額						年月日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億	百万	千	百	十	円			
自由民主党山梨県芙蓉会支部			2	0	0	0	6.6.15	山梨県富士吉田市中曽根 1-5-25	
自由民主党山梨県支部連合会			1	0	0	0	6.7.10	山梨県甲府市丸の内 2-9-3	
自由民主党山梨県芙蓉会支部			2	0	0	0	6.12.4	山梨県富士吉田市中曽根 1-5-25	
こ の 頁 の 小 計			5	0	0	0			
合 計			5	0	0	0			

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資 産 等 の 総 括 表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出資による権利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

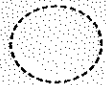
令和 7 年 3 月 2 日

政治団体の名称 自由民主党山梨県富士吉田市第一支部

会計責任者の氏名 近藤 能成



（解散時のみ）
代表者の氏名



※氏名欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。